

平成28年度とっとり夢プロジェクト事業補助金交付者募集要項

鳥取県教育委員会

1 趣旨

本補助金は、創造力とチャレンジ精神を持った高校生が、自由な発想で主体的に企画・活動することを支援するものであり、さらには、生徒自らの自主性・個性の伸長、学校や地域の活性化につながることを目的として交付する。

2 対象者

応募日現在、鳥取県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1～3年次）に在籍している個人又はグループとする。なお、グループで応募する場合は代表生徒1名を決定すること。

3 対象となる活動

生徒が個人またはグループで行う自主的な活動であること。グループの場合、学年、学校、校種等は同一でなくともよい。

活動内容は次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 他の生徒の模範や励みとなるとともに、各学校の活性化等に資する活動であること。
- (2) 学年、学校、校種等の枠を超えた、創意工夫にあふれる活動であること。

(例)

- ・ 科学者との共同研究
- ・ ギネス記録への挑戦
- ・ 中山間地の森林を守る環境保全活動
- ・ 著名人による講演会の企画実施

4 交付対象となる企画数

2企画程度とする。

ただし、応募できる企画の数は、個人またはグループにつき、1企画とする。

5 補助金額

- (1) 補助金の額は、1企画あたり100万円を限度とする。

なお、補助事業に要する経費のうち、補助事業に伴う助成金その他の収入（本補助金を除く。）がある場合は、その額を控除したうえでの交付限度額を100万円とする。

- (2) 補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

6 提出書類

- (1) 平成28年度とっとり夢プロジェクト事業補助金交付申請書（規則様式1号）
- (2) 平成28年度とっとり夢プロジェクト事業計画書（様式第1号）
- (3) 平成28年度とっとり夢プロジェクト事業収支予算書（様式第2号）

7 受付期間

平成28年6月7日(火)まで

*二次募集を行うこともある

8 書類提出先

鳥取県教育委員会事務局高等学校課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7916 FAX 0857-26-0408

郵送または来庁(平日の午前9時から午後5時まで)のこと

9 選考

- (1) 1次選考として、書類による選考を行う。1次選考を通過した個人又はグループに対して、プレゼンテーション(10分以内)による2次選考を行い、補助金交付者及び補助金交付額を決定する。
- (2) 1次選考の結果及び2次選考の日程(7月上旬を予定)は、学校をとおして応募者(グループの場合は代表者、以下同様)に後日通知する。
- (3) 2次選考の結果は、7月中旬に応募者に通知する。

10 補助金の交付

補助金の交付は、交付決定者(グループの場合は代表者、以下同様)の在籍校に交付する。

11 交付決定者の義務

- (1) 交付決定者は、補助事業の完了、中止もしくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日に、事業報告書(様式第1号、第4条、第8条関係)(様式第2号、第4、8条関係)、決算書(様式第2号、第4条、第8条関係)を提出すること。
- (2) とっとり夢プロジェクト事業補助金実績報告書様式第4号(第8条関係)には、事業経費にかかる領収証(レシートでも可)を添付すること。
- (3) 申請内容に変更がある場合には、速やかに変更承認申請書(規則様式第3号)を提出すること。

12 交付決定の取消及び補助金の返還

次の場合、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部または一部の返還を求めることがある。

- (1) 補助金を事業以外の用途で使用したとき。
- (2) 申請書等の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 在籍校において、停学その他の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 在籍校において、長期欠席等学業継続の見込みがなくなったとき。